

経済水道委員会

説明資料

あいちトリエンナーレ2019について

令和2年5月14日

観光文化交流局

目

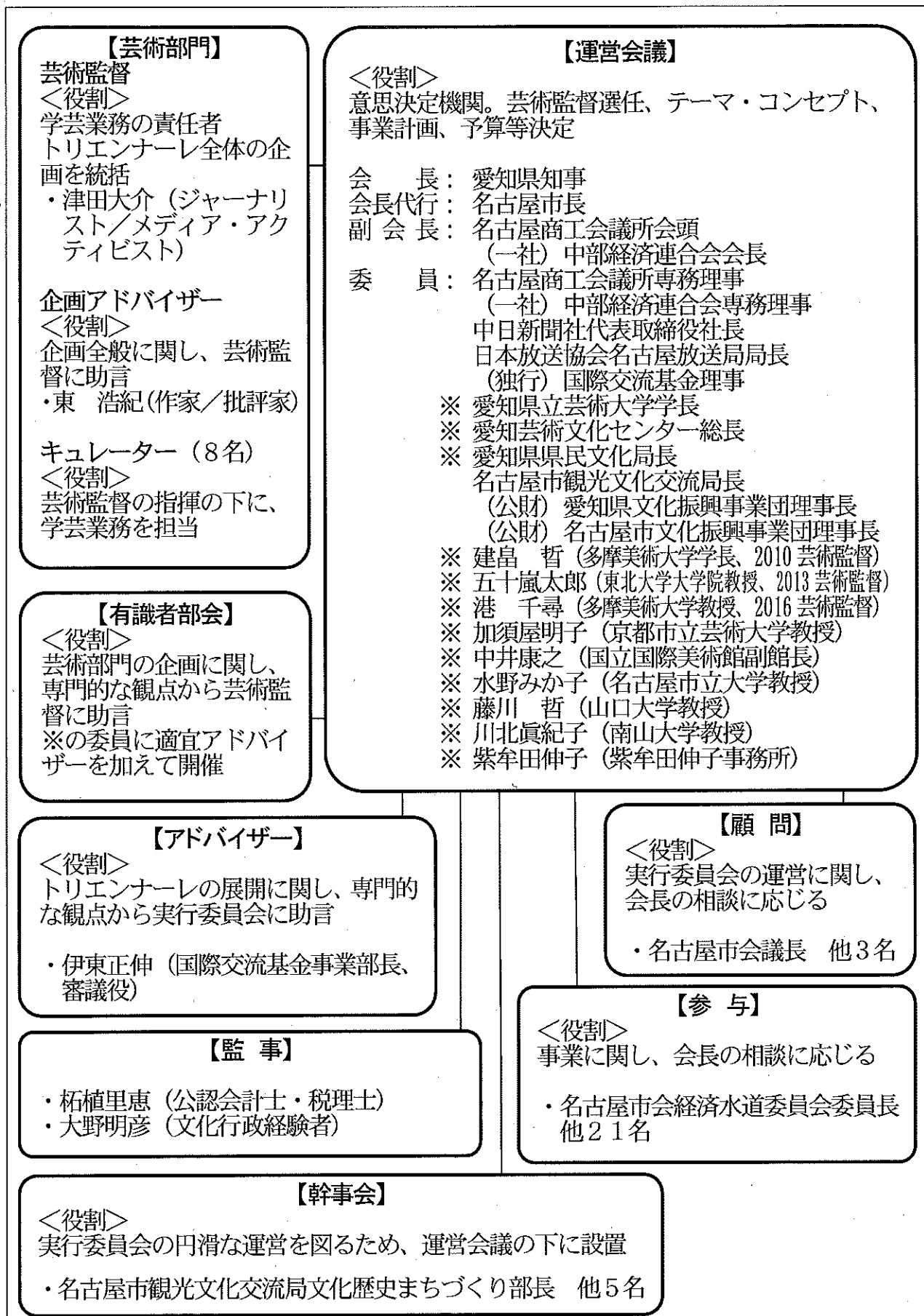
次

	頁
1 概要.....	1
2 あいちトリエンナーレ実行委員会.....	2
3 あいちトリエンナーレ2019の経緯.....	7
4 あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会.....	9
5 あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議開催に代わる書面表決.....	11

1 概要

区 分	内 容
名 称	あいちトリエンナーレ2019 / Aichi Triennale 2019
テ ー マ	情の時代 Taming Y/Our Passion
会 期	令和元年8月1日(木)～10月14日(月・祝) (75日間)
主な会場	愛知芸術文化センター、名古屋市美術館 名古屋市内のまちなか(四間道・円頓寺) 豊田市(豊田市美術館及び豊田市駅周辺)
主 催	あいちトリエンナーレ実行委員会

2 あいちトリエンナーレ実行委員会
 (1) 組織図 (平成31年4月1日現在)



(2) あいちトリエンナーレ実行委員会予算額及び本市負担金

ア 予算額

(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
県負担金	35,739	98,256	652,222	786,217
市負担金	11,913	31,752	171,024	214,689
事業収入等	1	1	265,001	265,003
計	47,653	130,009	1,088,247	1,265,909

イ 令和元年度本市負担金

(単位:千円)

交 付 日	4月26日	7月19日	10月18日	計
当初決定額	65,246	71,976	33,802	171,024
支払い済み額	65,246	71,976	—	137,222

注 令和2年3月27日付負担金交付決定変更通知において、交付決定額を137,222千円へ変更

ウ 本市負担金交付決定通知書 (平成31年4月16日付)



31観文第7号
平成31年4月16日

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長 大村 秀章 様

名古屋市長 河村 たかし



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書

平成31年4月1日付け31国芸祭第1号で申請のありましたみだしの負担金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金171,024,000円
- 2 交付年月 概算払とし、次表のとおり交付する。

(単位：円)

交付年月日	平成31年4月26日	平成31年7月19日	平成31年10月18日
交付金額	65,246,000	71,976,000	33,802,000

3 交付の条件

- (1)負担金は、負担金の対象となる事業（以下、「事業」といいます。）以外の経費に充当できません。
- (2)事業の内容及び予算額の変更（20%以内の軽微な変更を除きます。）ならびに事業を中止または廃止をしたときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けていただきます。市長は、当該変更が適当でない認めるときは、これを修正させることができます。
- (3)事業が予定期間内に完了しない場合または当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告するとともに、その指示を受けていただきます。
- (4)市長は、負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、負担金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更する場合があります。
- (5)事業が完了したとき（市長による事業の廃止の承認を受けたときを含みます。）は、事業の成果を記載した実績報告書及び収支決算書を、速やかに市長に報告しなければなりません。

- (6)市長は、事業の完了または廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合において、提出された書類の審査等により、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、負担金の額を確定します。その精算の際、すでにその額をこえる負担金が交付されているときは、市長の定める額を返還しなければなりません。
- (7)負担金を他の用途への使用した場合や、事業に関して負担金の交付の決定の内容またはこれに附した条件その他法令またはこれに基く市長の処分に違反したときは、負担金の交付の決定の全部または一部を取り消す場合があります。この場合、交付した負担金の全部または一部の返還を命ずることがあります。
この規定は、事業について交付すべき負担金の額の確定があった後においても適用があるものとします。
- (8)市長は、負担金の対象となる事業に関し報告させ、または市職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿、書類、その他の物件を検査もしくは関係者に質問させることができます。
- (9)前項の証拠書類、帳簿等は負担金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から、5年間保管しなければなりません。

(名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室)

エ 負担金交付決定の変更

(7) 令和元年10月18日

区 分	第3回交付日	第3回交付額
内 容	「10月18日」を「事業費の精査完了後」へ変更	「33,802千円」を「未定」へ変更
理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで再三にわたり、あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議の開催を求めてきたが実施されず、また、9月20日付公開質問状に対しても十分な回答がないことから、あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書「3 交付の条件 (8)」に定める、負担金の対象となる事業に関する報告を十分に受けていないため ・「表現の不自由展・その後」の中止、それに付随する展示変更・中止等の「事情の変更」により、事業計画通りに実施されたか極めて不明であり、上記通知書「3 交付の条件 (4)」に定める、負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときに該当するため 	

(i) 令和2年3月27日

区 分	交付決定額
内 容	「171,024千円」を「137,222千円」へ変更
理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会」の意見を尊重し、上記通知書「3 交付の条件 (4)」に定める、負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときに該当すると判断したため

3 あいちトリエンナーレ2019の経緯

日 程		項 目	内 容
平成29年度	5月 1日	第1回芸術監督選考委員会開催	(本市は不関与)
	11日	運営会議書面表決依頼	・芸術監督の選考条件について
	6月 4日	第2回芸術監督選考委員会開催	(本市は不関与)
	7月18日	運営会議開催	・平成28年度事業報告及び収支決算、芸術監督の選任について
	10月20日	運営会議開催	・テーマ、コンセプトについて
	3月22日	運営会議開催	・開催概要、平成30年度事業計画及び収支予算について
平成30年度	7月11日	運営会議書面表決依頼	・平成29年度事業報告及び収支決算について
	3月27日	運営会議開催	・平成31年度事業計画及び収支予算について
令和元年度	4月10日	負担金交付申請收受	・実行委員会から、平成31年度負担金交付申請(4月1日付)
	16日	負担金交付決定通知	・平成31年度負担金交付決定通知発出
	5月30日	補助金交付申請受理	・文化庁が補助金交付申請を受理(申請者:県)
	7月 8日	運営会議書面表決依頼	・平成30年度事業報告、収支決算について
	7月22日	実行委員会事務局から本市へ情報提供	・「表現の不自由展・その後」(以下「不自由展」)の展示予定作品概要について
	24日	実行委員会事務局へ知事見解を確認	・「芸術監督の決定を尊重し円滑な運営に必要な対策を取る」と回答
	7月31日	内覧会	・観光文化交流局長出席
		レセプション	・市長、観光文化交流局長出席
	8月 1日	開幕	・あいちトリエンナーレ2019開幕
2日	市長視察	・不自由展の現場確認	

日 程	項 目	内 容	
令和元年度	8月 2日	実行委員会会長宛て 文書提出	・不自由展について抗議の申し入れ
	3日	不自由展中止発表	・知事会見で同日限りでの中止発表
	8日	市民の皆様への説明 文書公表	・「表現の自由」に関する本市の見 解等を説明
	16日	運営会議開催依頼	・運営会議の開催を文書で依頼
	9月 4日	運営会議開催依頼	・運営会議の開催を文書で依頼
	26日	補助金不交付決定	・文化庁が文化資源活用推進事業補 助金の不交付を決定（申請者：県）
	27日	運営会議開催依頼	・運営会議の開催を文書で依頼
	10月 7日	不自由展再開表明	・知事会見で翌日の展示再開を表明 ・直前に事務局から市へ情報提供
	8日	市長視察	・展示再開に先立ち、会場を確認
		不自由展再開	・抽選によるガイドツアー方式で 再開
	11日	市民の皆様への説明 文書公表	・市として展示再開に反対し、支援 しないことを表明
	14日	閉幕	・あいちトリエンナーレ2019閉幕
	18日	負担金交付決定変更 通知	・第3回交付日及び交付額を変更す る旨通知
	12月19日	市検証委員会開催	・第1回検証委員会開催
	26日	運営会議開催	・開催結果について ・県検討委員会からの提言
	2月14日	市検証委員会開催	・第2回検証委員会開催
	3月23日	補助金交付決定	・文化庁が減額変更申請に基づき交 付決定（申請者：県）
	24日	運営会議書面表決依 頼	・令和2年度事業計画及び収支予算 について
	27日	市検証委員会開催	・第3回検証委員会開催
		負担金交付決定変更 通知	・交付決定額を変更する旨通知

4 あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会

(1) 設置目的

名古屋市が負担することが適切な費用の範囲について検討するとともに、次年度以降の名古屋市のあいちトリエンナーレへの関わり方等について検討する

(2) 委員

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職
浅野 善治	大東文化大学副学長、名古屋市法制アドバイザー 元衆議院調査局決算行政監視調査室首席調査員
田中 秀臣	上武大学ビジネス情報学部教授
田中 由紀子	美術批評、ライター
中込 秀樹 (副座長)	弁護士、元名古屋高等裁判所長官
山本 庸幸 (座長)	弁護士、元内閣法制局長官、前最高裁判所判事

(3) 経過

区 分	開 催 日
第1回	令和元年12月19日
第2回	令和2年 2月14日
第3回	令和2年 3月27日

(4) 報告書の概要

- ・当委員会の任務は、「名古屋市が負担することが適切な費用の範囲について検討する」とともに、「次年度以降の名古屋市のあいちトリエンナーレへの関わり方について検討する」ことであり、事実関係の整理等については、必要に応じてあいちトリエンナーレ実行委員会運営会議に提出された「『表現の不自由展・その後』に関する調査報告書」を適宜引用する
- ・「予め危機管理上重大な事態の発生が想定されたのにもかかわらず、会長代行には知らされず、運営会議が開かれなかったこと」、「『表現の不自由展・その後』の中止が、事前に会長代行には知らされず、運営会議が開かれなまま会長の独断で決定されたこと」、「中止された『表現の不自由展・その後』の再開が、事前に会長代行に知らされず、運営会議が開かれなまま会長の独断で決定されたこと」の3つの事実は、会長代行や関係者に対する信義則に反する運営と評さざるを得ない
- ・規約を遵守した運営を行うものと考えて交付決定したことは明らかだが、三度にわたって規約が無視されたことは交付決定通知発出当時の基礎とされた事情が大きく変更したことを意味する。それは全く予見できず、市長の責めに帰すことのできない事由により生じており、交付決定通知書の通りに負担金を交付するのは信義誠実の原則に照らしていかにも不当と考えられ、「事情変更の原則」の要件から類推される事情変更があったものと考えられる
- ・会長によるこのような実行委員会の不当な運営に対して、事情変更の効果として、3回目として当初予定していた負担金の不交付という形で、名古屋市が抗議の意志を表すということは、必ずしも不適當とはいえず、他に手段がない以上、やむを得ないものと考ええる
- ・既に交付した1億4千万円弱について実行委員会には返還に応ずる義務はなく、あいちトリエンナーレ全体を見ると概ね好評の下に終わっていることから、返還を求めることは適當ではないと考える
- ・次年度以降の関わり方として、宗教的及び政治的意図のないものに交付するという市の芸術に対する補助金の従来からの政策が貫徹されているか検討する余地が設けられていること、会長の独断で運営されることのない体制が整備されていること、そして、以上2つの要件に反した場合には交付した負担金の全額の返還を求め、未交付の場合は交付しないことを交付の条件として明記することの3つが満たされて負担金を交付する前提条件が整うものと考えられる

5 あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議開催に代わる書面表決

(1) 内容 (令和2年4月20日付)

第1号議案 名古屋市に対する未払負担金交付請求に係る訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するものとする。

令和2年4月20日提出

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長 大村秀章

記

- 1 事件名 負担金交付請求事件
- 2 訴えの相手方 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市（同代表者市長 河村たかし）
- 3 請求の概要 上記2に対し、負担金交付請求権に基づき、未払いの金3,380万2,000円及びこれに対する令和元年10月19日から支払い済みまで民事法定利率の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求め
る。
- 4 訴訟の方針
 - (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
 - (2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は応訴する。
 - (3) 本実行委員会は、上記訴訟において和解をすることができる。

(説明)

この案を提出するのは、あいちトリエンナーレ2019開催にかかる経費の執行のために名古屋市に交付申請し、交付決定を受けた負担金のうち、未払いの金3,380万2,000円及びこれに対する令和元年10月19日から支払済みまで民事法定利率の年5分の割合による遅延損害金の支払請求を行うため必要があるからである。（名古屋市からは、別添のとおり、令和2年3月27日付けで、負担金交付決定の変更通知あり）

(2) 本市の対応

ア 対応の経過

区 分	内 容
4月21日	実行委員会会長に対し、今回の書面表決依頼を速やかに撤回するよう申し入れ
4月22日	実行委員会副会長及び委員あてに、上記の旨を個別連絡し、実行委員会会長に申し入れを行った際に提出した撤回申入書、本市検証委員会報告書及び本市意見書を送付

イ 本市の見解

- ・本市が負担金の不払いを決定するに至った経緯及び理由について、具体的な説明の機会を設けるべきである
- ・現在の非常事態といった危機的な状況が将来好転し、地域社会のみならず日本国全体が正常化した段階に至ってから、「あいちトリエンナーレ実行委員会規約」に則り、書面によらない運営会議の開催をした上で決議すべき問題である

(3) 結果

ア 書面表決結果

賛成多数により可決

(賛成：14票、反対：0票、棄権：7票、未回答：3票)

イ 知事会見発言内容（令和2年5月1日）

- ・本件は、河村氏・名古屋市から一方的に、しかけられたものであり、これを本来の姿に戻し、速やかに正常な決算を行うためには、実行委員会には他に方法がありません。これを回避するには、適正な行政決定を経て確定した負担金を市がお支払いいただければ、それで済むことです
- ・実行委員会としての事務手続はすべて適正に済ませておりますが、今一度呼びかけしたいと存じます
- ・河村氏・名古屋市におかれては、現下の社会状況等を十二分にご考察いただき、適正な行政決定を経て確定した負担金を速やかに実行委員会にお支払いいただくよう、ご再考いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます

ウ 市長会見発言内容（令和2年5月1日）

- ・この新型コロナウイルス感染拡大の状況が落ち着いてから運営会議を開催し、本市が説明する場を設けたうえで議決を求めるよう強く申し入れたところであるのに、実行委員会会長である大村知事がこのような手続きを継続したことに対して、非常に憤りを感じている
- ・本日、愛知県が公表した「名古屋市負担金（あいちトリエンナーレ）に関する事実と経緯」には、こうした事態の原因を作ったすべての責任が名古屋市長である私にあるような一方的な主張のみが記載されているが、事実と異なる点もあるため、あらためて反論したいと考えている
- ・一例をあげれば、私が8月2日に会場を訪れた際には事務方から事前に調整し、報道陣が同行することについても了承を得ていたものである
- ・そもそも、再三にわたり運営会議の開催を依頼したにも関わらず、独断的な運営を続け、混乱を生じさせたのは、大村知事である
- ・本市は、「あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会」の意見を踏まえ、あくまで税金の適正な執行として3,380万円余を不払いとする判断をしたものであり、これは断じて支払うべきものではなく、今後もそのように主張して参りたい